

かゑらじと かねて思へハ 梓弓
なき数に入る 名をぞとどむる
四條畷に散った若き武将、楠正行

楠正行通信 第87号

平成31年5月14日

発行＝四條畷楠正行の会

〒575-0021 四條畷市南野5丁目2番16号

四條畷市立教育文化センター内 072-878-0020

レポート

足利義満と楠正行

四條畷楠正行の会 川口敦子

このレポートは、4月例会で『足利義満と楠正行』と題して川口敦子が行った発表をまとめたものである。なお、添付資料は一部抜粋して掲載。

(はじめに)

足利義満(1358～1408)は、楠正行(1325～1348)と生きた時代は重ならないが、「正四位下檢非違使兼河内の守楠公碑」の一節に「史策に記する所 炳然猶新たなるがごとし」(歴史上の記録によれば、明らかに新しい時代の先駆けとなった)とあるように、正行が明らかに新しい時代の先駆けとなったのであれば、足利義満の時代を検証することは正行の夢を考えることに繋がるのではないかと思う。

また、義満の父・足利義詮は正行公の徳を慕って、亡くなったなら正行公の横に葬ってくれという遺言を残していたくらいだから、子の義満に生前中に正行についての話を折に触れ語り、そのことにより義満が知らず知らずに影響を受けていたであろうことは充分推察できる。

以上、同時代を生きた二人ではないが、義満が正行の影響を受けた人物の一人として、その業績を検証してみたい。

足利義満は延文3年(正平13年1358)8月22日、二代将軍足利義詮の子として生まれた。足利尊氏が病死したのはその四ヵ月前、南北朝動乱が勃発して20年が経過、観応の擾乱につけ込んで勢力を盛り返した南朝が一時的に京都を回復するなど、幕府は不安定な状況であった。

義満が10歳となった貞治6年(正平22年1367)、父の義詮が病死し、11歳で三代将軍の座に就く。その後、武家政権の長である義満は、公家社会においても急速に出世を遂げる。

● 正義を体現する使命感 ●

古来以来、すべての価値観は天皇というものの「絶対性」

に帰着していたが、その絶対的な権威である天皇家が分裂し、正統性が疑われる事態に陥ったとき、当時の支配層は一体自分たちは何を信奉すればいいのかという不安に駆られた。

すなわち、南北朝の動乱によって天皇の権威が低下したことで、それを抛り所あるいは自らの権威の後ろ盾としてきた公家の立場は相対的に下がり、公家の命令によって動いていた武士の間でも税を納めることを拒んだり、公家の所領だった土地を収奪したりする武士もでてきた。

そんな困窮した公家たちが頼った人物こそ足利義満だった。義満は武力を背景に、困窮した公家の土地、財産を保護し、求めに応じて朝廷に

大量の推薦状を出して昇進に協力したりもした。

では何故、本来武士のトップである義満が公家を厚く遇する必要があったのだろうか。

それは義満が武士の利益だけを追求するのではなく、法や慣習を守り、治安を維持し当時の国家秩序を守るという意識があったからだと考えられる。法を守り、武士が税をきちんと公家に納めることによって国家の仕組みは保たれるのだということを武士に教える必要性を感じていた。公家たちの政治思想や文化を学ぶことによって武士が為政者として相応しい教養を身につけることが出来る。義満は一見公家の後ろ盾になっているように見えながら、実は、武士の文化的な成熟や進歩を促そうとしていた。

その結果、「公家(貴族)が上、武士が下」という伝統的な関係が相対化され、対等に張り合えるような存在に成長していった。

● 「祭祀権」と「課税権」を手に入れる ●

困窮した公家たちを傘下におさめることに成功した義満は、次の段階として、いよいよその上に君臨する天皇の権



③足利義満像(1358～1408)
京都 鹿苑寺蔵 79.3×39.3cm(部分)

義満の政策

- ①南北朝の合体(1392)
- ②朝廷から京都の市政権、段銭・棟別銭の徴収権を吸収
- ③室町に花の御所を造営
- ④有力守護大名の勢力削減
- ⑤日明貿易の推進(→P.126)
- ⑥五山・十刹の制の整備(→P.128)

義満(将軍在位1368～1394)の地位

- 1383 准三后じゆんさんごうの宣下せんげ(太皇太后・皇太后・皇后に准ずる待遇)
- 1394 将軍辞任し、太政大臣就任。翌年出家(法名道義)
- 1401 明に遣使「日本准三后じゆんさんごう来…」
- 1402 明よりの国書「日本國王源道義…」
- 1406 妻康子やすこ、後小松天皇の准母(名目上の母)・准三后の宣下
義満は、天皇の准父となり、形式的には上皇(法皇)
- 1408 没。朝廷は「太上法皇」の尊号を贈ろうとするが、義持が辞退

1 守護から守護大名へ

鎌倉時代		南北朝・室町時代		守護領国制			
任命	有力御家人 (後期は北条氏一門増加)	任命	足利氏一門 有力武将	任命	幕府の任命が前提 一国全体におよぶ支配権の確立		
役割	国内の御家人統制 治安維持など	役割	動乱期に権限拡大 使節遣行権 半済地給付権 段銭徴収権など		荘園や公領への侵略 半済令→下地半済・守護請 公領機能吸収・家臣団編成		
鎌倉前期		鎌倉後期		南北朝時代		室町時代	
軍事	1185~	大犯三力案(京都大番役の催促、謀反人・殺害人の検断権)					
監察	1232~	夜討・強盗などの検断権					
関係	1310~	劉田狼藉の検断権 *劉田狼藉は、他人の持つ田畑の作物を実力で刈り取り、奪うこと					
指揮		1346~ 使節遣行権(裁判判決の執行)					
所得		1352~ 半済(年貢半分)の給与権 關所(没収地)の預置権					
給与		1368~ 半済地(下地半分)の給与権					
課税		1372~ 一国検注権(賦課台帳の作成)					
関係		段銭などの徴収権					
徴税		守護請					

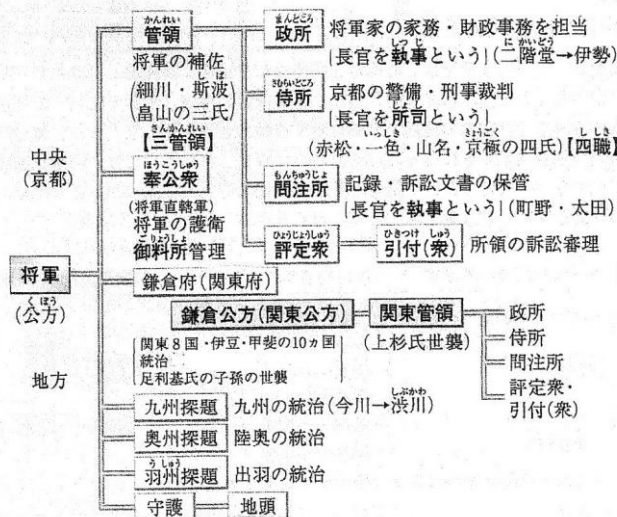
力に着目する。古来、天皇は宮中祭祀を行うことが祭祀王としての権威の根源だった。祭祀を執行することは天皇のみ許された行為であり、臣下がこれを代行するということは天皇の権威を冒すことだと考えられていた。

この権威に着目したのが義満だった。永和4年(1378)、前年に焼失した崇光上皇の御所跡と今出川家の邸宅跡を合わせた広大な敷地に、莫大な費用をかけて新たな屋敷を造営し移り住む。これが室町殿、すなわち「花の御所」であり、ここに国家的祭祀を行う舞台をつくって、最高位の僧侶や神官を招き、天皇固有の権利である祭祀権を奪い、さらに巨大寺院の人事にまで介入し、さまざまな行事、祭事の執行者にもなっていく。また、京都の商人から集めた天皇の収入源にも着目し、京都を守っている幕府に税を払うようにし、課税権も手にすることとなる。

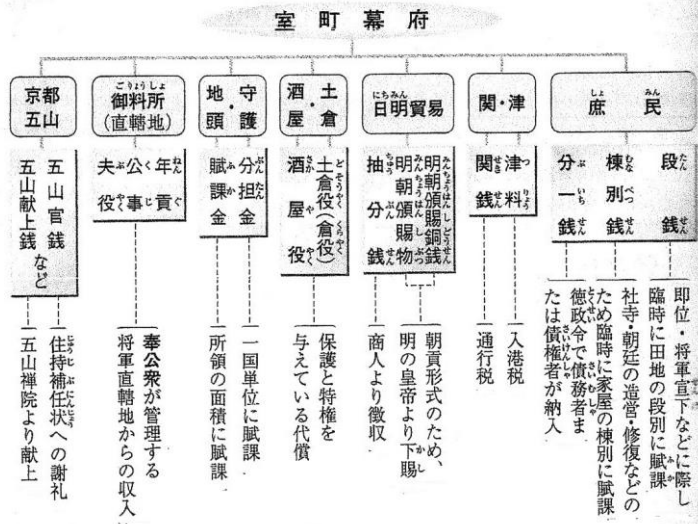
● 南北朝合一 ●

公武の両権力を手中に収め、さらには天皇の祭祀権、課税権をも自らのものとした義満は、今度は二つに分裂したままの天皇家の統一に乗り出す。南朝を支えていたのは味方をする武士たちの力だったが、義満政権が武力を背景として朝廷の権威そのものを包括する存在へと成長を遂げ、経済的にも国家財政の根幹を握るという事態に至り、もはや南朝の権威を頼りにする意味がなくなる。南朝の衰微は明らかとなり、南北朝合一への機運は高まっていく。

2 室町幕府の機構



3 室町幕府の財源



明德3年(1392)、義満は南朝に使者を送り、講和を結ぶことに合意させる。武家である義満の手によって、五十六年に及ぶ天皇家の対立、分裂に終止符が打たれ、南北朝合一が実現する。

和睦の条件は果たされることなく、南朝は事実上、北朝に吸収される形であった。

● 日明貿易の推進 ●

幕府の経済的基盤は土倉役の徴収であった。幕府は土倉役を集めて財政をまかない高利貸業者はこれを媒介として結託する。この結合が日明貿易に向かっていく。

1368年、中国では明の太祖が国内統一を完成し、わが国の朝貢を促して三たび使節を送ってきたが、京都には達しなかった。しかし、両朝が合一した後、1401年、国書をつかわして修交を求めた。

義満は中国の明との外交を正式に開始するにあたり、「日本国王」と名乗っている。このことから天皇のもっていた「外交権」も手に入れたといえる。

(まとめ)

以上、足利義満の業績をみてきたが、義満と正行の直接的な接点は見つけることが出来なかった。しかし、義満の治世は、正行が生き残った南北朝の動乱の時代からすれば、平和主義者・正行の望んだであろう一応の安定が見えてきたともいえるのだろうか。

正行の弟の正儀が、南朝側におけるただ一人の和平論者として義満の父義詮と南北朝の和睦交渉の中心になったり、義満のときには日本の将来を考えた上で「変節」を犯したことも、勝ち目のない戦争は一刻も早く終わらせた方がよいという正行の平和主義に繋がっている。

足利義満、楠正行との共通点を敢てあげるなら、「情報の収集、分析の重要性を熟知していること」、「現実的であること」、「合理性を追求していること」だといえるのではないだろうか。

【参考図書】

南北朝(林屋辰三郎)、南朝の真実(亀田俊和)、室町幕府論(早島大祐)、さかのぼり日本史(本郷和人)、太平記の時代(新田一郎)、もう一度読む山川日本史、山川詳説、日本史図録

(校正・編集『四條畷楠正行の会』代表 扇谷昭)